

議案第 7 号

契約の変更について

令和 4 年第 1 回市議会定例会の議決を経て締結した七次台中学校校舎改修工事に係る契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）第 2 条の規定により議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、七次台中学校校舎改修工事に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

1 契約の目的

七次台中学校校舎改修工事

2 変更契約事項

契約金額

当初契約金額 614,900,000円

変更契約金額 619,205,645円

変更による増額 4,305,645円

3 契約の相手方

千葉市中央区新千葉二丁目1番8号

株式会社富士工 千葉支店

支店長 古畑 元

議案第 7 号資料

七次台中学校校舎改修工事の変更概要

- 1 原契約書の契約日 令和 4 年 3 月 1 1 日
(議決日 令和 4 年 3 月 1 7 日)
- 2 原契約書の工期 令和 4 年 3 月 1 8 日から
令和 5 年 2 月 2 4 日まで

3 変 更 理 由

国において、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保を図るため、令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）が定められたが、新労務単価は、令和 3 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（旧労務単価）と比較して上昇したことから、令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち旧労務単価を適用しているものは、請負代金額の変更を協議することができる特例措置が設けられた。

国からの通知により、市においても、国と同様の特例措置を講じることとし、この特例措置に該当する本工事の受注者に対し通知したところ、受注者から請負代金額の変更協議の請求がなされたため、原契約書約款第 6 1 条の規定に基づく協議を経て、契約を変更するもの。